「京都市民健康づくりプラン(第2次)」の中間評価・見直し及び「京都市たばこ対策 行動指針(第2次)」等の各分野別行動指針等の次期指針の策定に係る市民意識等調査受 託事業者募集要項

平成25年3月に策定した「京都市民健康づくりプラン(第2次)」の現時点における取組 状況を評価し、プランの見直しを行うとともに「京都市たばこ対策行動指針(第2次)」等の 各分野別行動指針の次期指針の策定に向け、その基礎資料とすることを目的にアンケート方 式による市民意識等調査を実施することとしています。

つきましては、当該調査業務について、下記のとおりプロポーザル方式による受託候補者 の選定手続きを実施しますので、参加者を募集します。

記

## 1 委託事業の概要

(1) 名称

「京都市民健康づくりプラン(第2次)」の現状の評価・見直し及び「京都市たばこ対策 行動指針(第2次)」等の各分野別行動指針の次期指針の策定に係る市民意識等調査

(2)委託内容

別紙1「仕様書」のとおり

(3)委託期間 委託契約日~平成30年3月31日

(4) 委託金額の上限

4,860千円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

### 2 参加資格

プロポーザルへの参加資格については、以下の要件を全て満たしている者とします。

- (1) 本市競争入札参加有資格者名簿に登録している者にあっては、参加申請時において京都市競争指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (2)本市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない者にあっては、平成29年4月1 日現在において、引き続いて1年以上営業等を行っており、かつ納税義務者にあっては、 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (3) 会社更生法、民事再生法等による手続きを行っている法人等でないこと。
- (4) 団体の代表者及び役員が京都市暴力団排除条例第2条に定める暴力団員等ではいことのほか、契約の相手方としてふさわしくない者でないこと(添付誓約書を提出)。
- (5) 過去5年以内に国又は地方公共団体において、本件と同程度の業務を受注した実績を 有していること。
- (6) 本事業の主旨を十分に理解し、委託業務を実施できる規模のスタッフを有し、委託業務を的確に遂行できること。
- (7) 個人情報の取扱いについて適切な保護措置を講じる体制を確保できること。

## 3 参加申請

プロポーザルに参加を希望する者は、必要書類を受付期間内に提出し、参加の審査を受けることとします。

#### (1) 必要書類

ア プロポーザル参加申請書(別紙2)

様式については、健康長寿企画課ホームページからダウンロードすることとする(以下の受付場所において交付することも可能)。

#### イ 会社概要

- (2) 申請方法 必要書類を持参又は郵送すること。
  - ※ 持参の場合は、土日祝を除く午前9時~午後5時
- (3) 受付期間 平成29年5月1日(月)午後5時まで(必着)
- (4) 受付場所 〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課

企画調査担当 (担当:橋部,半邊)

健康長寿推進第一担当 (担当 堤,村山)

電話 075-222-3411

### 4 プロポーザル参加に関する質疑及び回答

プロポーザル参加にあたって質疑のある者は、書面により受付期間内に質問を行うこととします。

- (1)受付期間 平成29年4月24日(月)午後5時まで(必着)
- (2) 質問方法 書面 (様式自由) により、持参、郵送、ファックス又は電子メールで行ってください。

※持参の場合は、土日祝を除く午前9時~午後5時

(3)回 答 平成29年4月27日(木)までに、京都市情報館に質問及び回答を掲載します。

### 5 企画提案書の提出

- (1) 提出期限 平成29年5月10日(水)午後5時必着
- (2) 提出方法 持参又は郵送(10部)
- (3) その他
  - ・企画書は、様式1及び別紙3「企画提案書作成要領」に基づき作成してください。
  - ・持参の場合は、事前に担当者に電話連絡のうえ、平日午前9時~午後5時にお越しください。
  - ・郵送の場合は、当日消印有効とします。
  - ・期限までに企画書が提出されない場合は、辞退したものとみなします。

#### 6 プレゼンテーション

- (1) 日時 5月12日(金) 又は15日(月)
- (2)場所 別途連絡します。
- (3) 方法
  - ・説明 20分以内,質疑応答 10分程度
  - ・説明に用いる資料は、事前に提出された企画提案書等のみとします。
  - ・説明は、本業務に直接携わる方が行ってください。
- (4) 日時の通知 実施日時決定後、参加申請者に対し通知を行う

## 7 受託候補者の選定

主な選定基準は以下のとおりとし、企画提案書及びプレゼンテーションの内容について審査を行い、結果を点数化して決定します。

選定結果は、平成29年5月22日(月)までに書面又はメールにて通知します。

評価項目	評価の観点
業務実績	・同種・類似の業務実績をどれだけ有しているか
	・過去に作成した調査票は優れているか
	・過去に作成した調査報告書は優れているか
実施方針など	・国の政策動向や他都市の先進事例等,受動喫煙防止に関わる情
	勢を理解し、効果的な課題、データ分析が可能か
	・調査目的,業務内容を十分理解した実施計画となっているか
	・提案内容に具体性,専門性,実現性があるか
	・取組意欲は旺盛か
実施体制	・事業実施のための適切な組織・業務分担となっているか
	・事業を遂行するにあたり、本市と常に連絡・協議できる体制が
	整っているか
	・個人情報保護に対する適切な措置が講じられているか
経済性	・総額が委託料の上限内であり、提案内容に対して妥当であるか
総合評価	・提案内容全体を通して、優れた内容であるか

# 8 契約手続

受託候補者と別途協議します。また、仕様書、契約条件の詳細についても、受託候補者と別途協議のうえ決定します。

### 9 留意事項

- (1) プロポーザルの参加に要する一切の費用(企画提案書作成費,交通費等)は、事業者負担とします。
- (2) 提出された企画書等は、返却しません。
- (3) 提出期限以降における企画提案書の差替え、内容の変更は認められません。
- (4) 提出された書類は、公文書公開請求があった場合、公開することがあります。
- (5) 本業務の再委託は不可とします。
- (6) 選定から契約までの間に、本業務を委託することが著しく不適当と認められる事情が生じた場合は、選定を取り消すことがあります。

## <スケジュール>

平成29年 4月24日(月) 質疑受付締切

4月27日(木) 質疑に対する回答日

5月 1日(月) 参加申請締切

5月10日(水) 企画提案書提出締切

5月12日(金)又は5月15日(月)プレゼンテーション

5月22日(月) 選定結果通知

## 【資料提出、問合せ先】

京都市保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課

企画調査担当 (担当 橋部, 半邊)

健康長寿推進第一担当 (担当 堤,村山)

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

電話: (075)222-3411, FAX: (075)222-3416 電子メール: kenkochojukikaku@city.kyoto.lg.jp